

特定非営利活動法人

アジア太平洋地域アディクション研究所 定款

第1章 総則

第1条（名称）

- 1 この法人は、特定非営利活動法人アジア太平洋地域アディクション研究所と称する。英語名は Asia-Pacific Addiction Research Institute という。
- 2 通称として次の名称を用いる。
 - 一、APARI
 - 二、アパリ
 - 三、藤岡ダルク
 - 四、藤岡ダルク デイケアセンター

第2条（事務所）

- 1 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区余丁町14番4号に置く。
- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を次の住所に置く。
 - 一、群馬県藤岡市上日野2594番地

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、依存症に関わる問題を抱える当事者及びその家族に対して、その問題解決に向けた、国内外の人的ネットワークによる、常に最新の情報とプログラムを提供する事業を行い、また、地域社会に対して啓発活動を行うことによって、人類の平和に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一、保健、医療又は福祉の増進を図る活動

- 二、社会教育の推進を図る活動
- 三、地域安全活動
- 四、人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 五、国際協力の活動
- 六、子どもの健全育成を図る活動
- 七、前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（活動に係る事業の種類）

1 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の各号の事業を行う。

一、依存症に関わる諸問題の調査研究

二、回復支援事業

①家族教室の運営

②刑事司法手続の各段階にいる、依存症に関わる問題を抱える当事者及びその家族への支援（司法サポート）

③相談事業

④会報の発行

⑤藤岡ダルクの運営

三、啓発事業

四、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

五、その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

一、物品の販売及び貸付

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

一、正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

二、賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

三、名誉会員

この法人に対して功労のあった個人または団体で名誉会員として理事会において推薦された個人及び団体

第7条（入会）

- 1 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事会に提出しなければならない。
- 2 名誉会員に推薦された者は、第一項の入会の手続を要せず、本人の承認をもって会員となる。
- 3 理事会は、第一項の入会希望があったときには、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事会は、本条第1項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

次の会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- 一、正会員 年会費1口 1万2千円——1口以上
- 二、賛助会員 年会費1口 6千円——1口以上
- 三、名誉会員 年会費の納入義務を課さない。

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一、会員は、退会の届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 二、会員が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三、継続して2年以上会費を滞納したとき。
- 四、除名されたとき。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一、この定款に違反したとき。

二、この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条（入会金及び会費の不返還）

既納の会費、その他の入会金は、返還しない。

第4章 役員

第12条（役員の種類及び定数）

この法人の役員の種類及び定数は、次のとおりとする。

- 一、理事 3人以上
- 二、監事 1人以上

第13条（役員を選任）

- 1 理事及び監事は、総会において会員（団体にあつてはその代表者）の中から選任する。
- 2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - 一、理事長 1人
 - 二、副理事長 1人
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することができない。

第14条（理事の職務）

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令定款ならびに理事会及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

第15条（監事の職務）

監事は次に掲げる職務を行う。

- 一、理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二、この法人の財産の状況を監査すること。
- 三、前二号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これをすみやかに総会または所轄庁に報告すること。
- 四、前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- 五、前二号または前三号の点について理事に個別に意見を述べ、もしくは必要により理事会の招集を求めること。

第16条（役員任期等）

- 1 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事の定数の3分の1を超える者が欠けたとき、または監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

- 一、心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- 二、職務上の義務違反があると認められるとき。
- 三、その他、役員として相応しくない行為があったと認められるとき。

第19条（役員報酬）

- 1 役員のうち、常勤またはそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とすることができ、その他の役員は無給とする。有給とする役員報酬額は、総会において出席者の過半数の議決をもって承認されなければならない。
- 2 前項の有給の役員員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を支出することができる。

第5章 総会

第20条（総会の構成）

- 1 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。
- 2 正会員以外の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

第21条（総会の種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（総会の権能）

総会は、この法人の運営に関する次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一、定款の変更
- 二、解散
- 三、他の特定非営利活動法人との合併
- 四、会員の除名
- 五、事業計画及び予算の決定並びにその変更
- 六、事業報告及び決算
- 七、役員を選任及び解任
- 八、役員の職務及び報酬
- 九、借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 十、解散における残余財産の帰属
- 十一、その他、この法人の運営に関する重要事項

第23条（総会の開催）

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一、理事会が必要と認めた招集の請求をしたとき。
 - 二、正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - 三、第15条第5号の規定により、監事から招集があったとき。

第24条（総会の招集）

- 1 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日前までに会員に対して通知を発しなければならない。

第25条（総会の議長）

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

第26条（総会の定足数）

総会においては、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

第27条（総会の議決）

- 1 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

第28条（総会における表決権等）

- 1 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない事由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第29条（総会の議事録）

- 1 総会の議事については、議長において次の事項を記載した議事録を作成する。
 - 一、日時及び場所

- 二、正会員総数および出席者数（書面表決者また表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - 三、審議事項
 - 四、議事の経過の概要及び議決の結果
 - 五、議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

第30条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第31条（理事会の権能）

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一、総会に付議すべき事項
- 二、総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三、その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条（理事会の開催）

理事会は、次の各号の一に該当する事由があるときに開催する。

- 一、理事長が必要と認めたとき。
- 二、理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三、第15条第6号の規定により、監事から招集の通知があったとき。

第33条（理事会の招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知を発しなければならない。

第34条(理事会の議長)

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条(理事会の議決)

- 1 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議決は、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条(理事会の表決権等)

- 1 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した事項は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第37条(理事会の議事録)

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を議長が作成しなければならない。
 - 一、日時及び場所
 - 二、理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - 三、審議事項
 - 四、議事の経過の概要及び議決の結果
 - 五、議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第38条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一、財産目録に記載された財産
- 二、会費
- 三、寄付金品
- 四、財産から生じる収益
- 五、事業に伴う収益
- 六、助成金
- 七、その他の収益

第39条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

第40条（資産の管理）

- 1 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

第41条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

第43条（事業計画並びに予算及び決算）

- 1 この法人の事業計画及び予算は、総会の議決を経て定める。ただし、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類を、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。また、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要に応じて特別会計を設けることができる。

第44条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第45条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 事務局

第46条（事務局の設置等）

- 1 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が会員の中から任免する。
- 4 理事は、事務局長もしくは職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める。

第9章 定款の変更、解散及び合併

第47条（定款の変更）

- 1 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経た上、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第 48 条 (解散)

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - 一、社員総会の決議
 - 二、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 三、正会員の欠亡
 - 四、合併
 - 五、破産手続開始の決定
 - 六、法第 43 条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 49 条 (残余財産の帰属)

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第 50 条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

第 10 章 雑則

第 51 条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報においてこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 52 条 (細則の委任)

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、本定款第13条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定めた次に掲げる者とする。

理 事 長	アッセンハイマー ロイ
副 理 事 長	富 澤 中
理 事	近 藤 恒 夫
同	西 村 直 之
監 事	奥 田 保

- 3 その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第41条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この定款は、令和2年9月12日から施行する。

以上は、原本に相違ありません。

令和 2 年 10 月 19 日

東京都新宿区余丁町14番4号

特定非営利活動法人アジア太平洋地域アクション研究所

理事長 近藤恒夫